

公立大学法人福知山公立大学の地方独立行政法人会計に関する  
アドバイザー業務仕様書

1 委託業務名

公立大学法人福知山公立大学の地方独立行政法人会計に関するアドバイザー業務

2 業務の目的

公立大学法人福知山公立大学が地方独立行政法人会計基準の理解を深めるとともに、日々の会計処理、内部統制について指導・助言を受け、適正な決算書類を作成することを目的とする。

3 履行場所

公立大学法人福知山公立大学事務局（京都府福知山市字堀 3 3 7 0）

4 委託期間

契約締結の日から締結日の属する事業年度（平成 2 8 年度）の財務諸表についての地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 3 4 条第 1 項の規定に基づく市長の承認の日まで。ただし、法第 3 9 条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（平成 2 9 年度）及び翌々事業年度（平成 3 0 年度）についても再任するものとする。

5 業務内容

(1) 中間決算

中間決算を行うために、関係書類を作成することを目途として指導・助言を行う。財務諸表等の数値の確認・表示の検討を行う。また、電話・Eメールにより随時相談対応を行う。

(2) 最終決算

最終決算の実施にあたって、財務諸表等（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、付属明細書、決算報告書、事業報告書）の作成に必要な指導・助言を行う。現金・固定資産・図書等の実査を行う。また、電話・Eメールにより随時相談対応を行う。なお、この支援は福知山市長に財務諸表を提出し、その承認を受けるまで継続して行うものとする。

(3) 日常の会計業務

日常的な会計処理、内部統制の運用状況の確認・改善提案に関して、指導助言を行う。また、電話・Eメールにより随時相談対応を行う。

## 6 業務の実施条件等

- (1) 契約者は、当法人担当者と連絡を密にし、意思の疎通を図るように心がけなければならない。
- (2) 契約者は、本業務で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本使用書に記載の無い事項並びに本業務に関して疑義が生じた場合は、当法人担当者と協議の上、その指示に従うものとする。